

新宿区IHEAT運用要綱

6新健保予第2123号

令和6年10月1日

(部長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）におけるIHEATの運用や留意点等について定めることにより、感染症のまん延時等の健康危機発生時に、速やかにIHEAT要員による支援体制を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) IHEAT 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合（以下「健康危機発生時」という。）において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みをいう。
- (2) IHEAT.JP 保健所設置自治体におけるIHEATの運用を支援するシステムをいう。IHEAT要員の電子名簿の管理、支援の要請や日程の調整等の管理、研修の管理等の機能を有する。
- (3) IHEAT要員 地域保健法施行規則第3条で規定される保健所等の業務の支援が可能な専門職であって、IHEAT運用支援システム（以下「IHEAT.JP」という。）に登録している外部の専門職をいう。
- (4) 区IHEAT要員 IHEAT要員の内、区を第1支援自治体としてIHEAT.JPに登録している者をいう。

(区IHEAT要員の役割)

第3条 区IHEAT要員は、区から平時の研修参加依頼や健康危機発生時の支援要請があった際には、自発的意思により可能な限りそれらに応じるものとする。

(区の役割)

第4条 区の役割等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区IHEAT要員の募集 区は、新宿区感染症予防計画で定めた区IHEAT要員の目標人数を確保できるように、インターネット等を用いてIHEATの周知を行い、特に地域における外部専門職や保健所を退職した者等の行政機関での勤務経験者等に対し積極的に行う。
- (2) 申請受付・登録 区は、電子又は書面にて外部専門職からの申請を受け、区IHEAT要員としてIHEAT.JP内で登録を行う。
- (3) 名簿管理 区は、登録されている区IHEAT要員に対し、IHEAT.JPに登録されて

いる情報が活用できるよう更新されているか、年1回以上確認を行う。また、支援業務の実績及び研修履歴の更新等も併せて行う。

(4) 研修及び訓練の実施 区は、区IHEAT要員に対し、実践的な訓練を含む研修を少なくとも年1回受講させるものとする。また、区IHEAT要員に対し、国及び都が実施する研修等への受講を促す。

(5) 受援体制の確保 区は、受入体制が整備されるよう人員や財源の確保、マニュアルの整備等必要な支援を行う。

(6) 支援の要請 区は、必要時にIHEAT.JPを用いて区IHEAT要員へ支援の要請を行う。要請の際には、区IHEAT要員に対し、支援が必要な期間、活動場所及び業務内容等を提示する。

(7) 所属機関との調整 区は、区IHEAT要員へ支援の要請を行う際に、区IHEAT要員の本業の雇用主等に対し必要に応じて要請に係る調整を行う。

(報償費)

第5条 区は、区が主催する区IHEAT要員を対象とした研修及び訓練の受講修了者に対して、新宿区IHEAT要員研修謝金支給要綱に基づき研修協力謝金を支給する。ただし、区IHEAT要員1名につき年度10万円を限度とし、当該年度において他自治体から研修謝金の支給を受けている場合は支給対象外とする。

(庶務)

第6条 新宿区におけるIHEATの運用に係る庶務は、新宿区保健所保健予防課が担当する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、IHEATの運用に必要な事項は、新宿区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。